



大川市

OKAWA CITY

おくやみ ハンドブック

おくやみ手続きナビ利用案内

スマートフォンやパソコンで簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが確認できます。ぜひご利用ください。



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

大川市では、ご遺族の皆様が届出等をしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでも分かりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

大川市役所 0944-87-2101 (代表)

事前準備について

大川市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしてください。

STEP 1 持ち物のご確認

3ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。



STEP 2 委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。相続人について、ご不明な点がございましたら、提出先へお問い合わせください。

STEP 3 各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

おくやみ手続きナビのご案内

簡単な質問に答えるだけで、該当手続きを把握することができます。表紙の二次元コードを読み取りぜひご利用ください。

STEP 4 「おくやみコーナー」のご予約

手続きのために市役所の各窓口を回っていただく負担を少しでも軽減するために、令和7年7月1日より「おくやみコーナー」を開設しています。

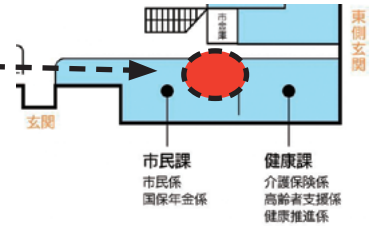
各課の担当職員が入れ替わり対応するため、庁内を移動せずに手続きができます。なお、手続きによっては、再度ご来庁いただく場合があります。

1. 場所・予約可能枠

市民課国保年金係窓口
(④番窓口ローカウンター)

【予約可能枠】1日4組

9:00～ 10:30～ 14:00～ 15:30～



2. 予約可能な日について

予約できるのは、予約依頼日の3開庁日後～2週間の間です。

予約せずに来庁される場合は、少々お待ちさせる場合がございます。

例①：祝日がない週の場合

金曜（予約依頼）土曜日曜 月曜（1開庁日） 火曜（2開庁日） 水曜（3開庁日）

曜日	金	土	日	月	火	水	木
開庁日				1開庁日	2開庁日	3開庁日	
予約日	予約依頼			×	×	予約可	予約可

※一番早い予約可能な日

例②：祝日がある週の場合

金曜（予約依頼）土曜日曜 月曜（祝日） 火曜（1開庁日） 水曜（2開庁日） 木曜（3開庁日）

曜日	金	土	日	月(祝日)	火	水	木
開庁日					1開庁日	2開庁日	3開庁日
予約日	予約依頼				×	×	予約可

※一番早い予約可能な日

3. インターネットで予約する場合

二次元コード(インターネット)

【予約の際の入力事項】



- ・亡くなられた方の情報
氏名・フリガナ・住所・生年月日・死亡年月日
- ・予約について
予約希望日・希望時間
- ・来庁される方の情報
氏名・フリガナ・日中連絡のつく電話番号
亡くなられた方から見た続柄・メールアドレス（任意）

パソコンからの方は
大川市のサイト内検索より
「おくやみコーナー」で
検索ください

URL：https://logoform.jp/form/4QpG/653550

4. 電話で予約する場合

職員が、上記「3. インターネットで予約する場合」の内容に沿って、必要事項をお伺いしながら、端末を操作・入力し、予約いたします。

電話を受けながらの入力となりますので、お時間を要します。ご了承ください。

予約電話番号：0944-85-5503（市民課国保年金係直通）

5. 予約をキャンセルする場合

キャンセルする際は、上記「4. 電話で予約する場合」記載の番号までご連絡ください。

予約日時の変更については、キャンセル処理後そのまま電話でお受付いたします。

STEP 5 5 ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、
大川市役所へお越しください。

※死亡届の提出後、住民票や戸籍に記載されるまで数日かかる場合があります。

また、お持ちいただくものや来庁される方の続柄によっては、一度の手続きで終わらない場合がありますのでご了承ください。

おくやみ
手続きナビは
こちらから



質問に答える



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類**（下記「本人確認書類について」参照）
- 印鑑**（※相続人代表及び喪主）
- 預貯金通帳**（※相続人代表及び喪主、未支給年金等請求者）
- 個人番号カード（マイナンバーカード）、通知カード**

※未支給年金等請求者のマイナンバーが分かるもの

※相続人や未支給年金等請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- 基礎年金番号が記載されているもの（基礎年金番号通知書及び年金証書）**
- 国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書**

※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書

※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等）

※大川市国保・後期高齢の加入者が亡くなられると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。

・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状等）

- 介護保険被保険者証**
- 医療証（子ども医療証、重度障害者医療証、ひとり親家庭等医療証）**
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証**

本人確認書類について

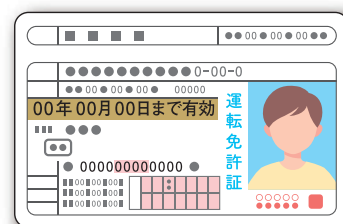
- 1点で本人確認できる書類（官公署発行の顔写真付きに限る）**

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、個人番号カード（マイナンバーカード）、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、療育手帳 等

- 2点で本人確認できる書類**

健康保険の資格確認書・介護保険の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 等

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなられた後の手続き等の一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届等 ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金等の手続き (38 ページ参照) ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認 	<ul style="list-style-type: none"> (39 ページ参照)
4ヶ月以内			<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 (40 ページ参照)
10ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議 (39 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更等 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告・納付 (40 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺留分侵害額請求 	

大川市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	3名以上の世帯で、世帯主が亡くなりました	P.7
	<input type="checkbox"/>	個人番号カード(マイナンバーカード)を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	P.8
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P.9
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた	P.11
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入または受給していた	P.13
	<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入または受給していた	
	<input type="checkbox"/>	共済年金に加入または受給していた	P.14
	<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給していた	
税金	<input type="checkbox"/>	市税の納付が済んでいない	P.15
	<input type="checkbox"/>	固定資産を持っていた(所有権移転登記が済んでいない)	P.16
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P.17
介護保険	<input type="checkbox"/>	65歳以上または介護認定を受けていた	P.19
	<input type="checkbox"/>	保険料が発生していた	
福祉	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.20
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	P.21

簡単に手続きを確認したい
方は[コチラ](#)から



区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
福祉	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.22
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	P.23
	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた	
	<input type="checkbox"/>	重度障害者医療証を交付されていた	P.25
	<input type="checkbox"/>	福祉タクシー券を利用していた	
	<input type="checkbox"/>	児童通所施設を利用していた	P.26
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービスを利用していた	
	<input type="checkbox"/>	地域生活支援サービスを利用していた	P.27
	<input type="checkbox"/>	生活保護を受給していた	
子ども	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.28
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	P.29
	<input type="checkbox"/>	子ども医療証を交付されていた	P.30
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療証を交付されていた	
上下水道	<input type="checkbox"/>	上下水道を使用していた	P.31
その他	<input type="checkbox"/>	家財整理をしたい	P.33
	<input type="checkbox"/>	水路用地を占有していた	
	<input type="checkbox"/>	市営・公共住宅に住んでいた	P.34
	<input type="checkbox"/>	犬の飼い主だった	

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

1. 住民登録に関する手続き

3名以上の世帯で、世帯主が亡くなられた

手続き 世帯主変更

手続き詳細	期 限
3名以上の世帯で、世帯主が亡くなられた場合は、世帯主の変更を行ってください。	2週間以内
	手続き可能な人 変更世帯の方 (別世帯の方が届出される場合は、変更世帯の方からの委任状が必要です)
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 来庁される方の本人確認書類	市民課市民係 ☎ 0944-85-5502

個人番号カード（マイナンバーカード）を持っていた

手続き カードの返納

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が、上記カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは失効となります。税・社会保障の手続きが必要な場合がありますので、すべての手続きが終わるまで大切に保管してください。手続き終了後、処分していただくか受付窓口へご返納ください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の個人番号カード（マイナンバーカード）	市民課市民係 ☎ 0944-85-5502

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証の返納または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証は無効となりますので、返納または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証	市民課市民係 ☎ 0944-85-5502

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 資格確認書の返納

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、資格確認書を回収しています。 ※市役所に返納が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険資格確認書	市民課国保年金係 ☎ 0944-85-5504

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、喪主の方に葬祭費(30,000円)が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人 葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 喪主の通帳 <input type="checkbox"/> 喪主が確認できる書類(会葬礼状等)	市民課国保年金係 ☎ 0944-85-5504

手続き③ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。	2年間以内
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 預金通帳等(相続人のもの) <input type="checkbox"/> 相続人であることが分かる書類(戸籍謄本等)	市民課国保年金係 ☎ 0944-85-5504

2. 保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 資格確認書の返納

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、資格確認書を回収しています。 ※市役所に返納が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書	市民課国保年金係 ☎ 0944-85-5504

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、喪主の方に葬祭費(30,000円)が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人 葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 喪主の通帳 <input type="checkbox"/> 喪主が確認できる書類(会葬礼状等)	市民課国保年金係 ☎ 0944-85-5504

手続き③ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。	2年間以内
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 預金通帳等(相続人のもの)	市民課国保年金係 ☎ 0944-85-5504

手続き④ 相続人代表者指定届

<p>手続き詳細</p> <p>後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険料の未納または還付に関するお手紙を送付する場合があります。</p> <p>※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ郵送でお送りします。</p>	<p>期 限</p> <p>約 2 週間以内</p> <p>手続き可能な人</p> <p>相続人</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人であることが分かる書類 戸籍謄本の写し等</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人の口座が分かるもの 通帳等</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>市民課国保年金係 ☎ 0944-85-5504</p>

MEMO

チエックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

3. 年金に関する手続き

国民年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。	速やかに
	手続き可能な人 —
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの (基礎年金番号通知書、年金証書等) <input type="checkbox"/> 請求される方のマイナンバーが分かるもの <input type="checkbox"/> 請求される方の通帳 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と請求される方との関係が分かる戸籍謄本等 (死亡日以降発行のもの) ※請求できる方は状況に応じて異なります。 詳しくはお問い合わせください。	市民課国保年金係 ☎ 0944-85-5503

厚生年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号が分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人 —
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの (基礎年金番号通知書、年金証書等) <input type="checkbox"/> 請求される方のマイナンバーが分かるもの <input type="checkbox"/> 請求される方の通帳	ねんきんダイヤル (年金相談) ☎ 0570-05-1165 久留米年金事務所 ☎ 0942-33-6192 (代表)

共済年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号の分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人
	—
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの (基礎年金番号通知書、年金証書等)	各共済組合

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	10日間以内
	手続き可能な人
	ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 農業者年金証書 <input type="checkbox"/> 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、または除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書 <input type="checkbox"/> 受給権者と請求者の関係が分かる証明書(戸籍謄本等)	農業委員会事務局 ☎ 0944-85-5590

MEMO

固定資産を持っていた(所有権移転登記が済んでいない)

手続き 相続による納税義務者の代表者届の提出

手続き詳細	期 限
<p>固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって固定資産税にかかる納付をしていただく方を相続人の中から指定または変更をする届出になります。</p> <p>※所有権移転登記が済んでいる方は、税務課固定資産税係への届出は不要です。</p> <p>※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局でのお手続きをお願いします。</p>	<p>相続が発生した年内</p> <p>※郵送で納税義務者の代表者届が届いた方は指定の提出期限内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人代表者となる方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>【法定相続人の方が相続される場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則不要 <p>【法定相続人以外の方が相続される場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺言書の写し等 	<p>税務課固定資産税係</p> <p>☎ 0944-85-5513</p> <p>管轄の法務局</p> <p>福岡法務局柳川支局</p> <p>☎ 0944-72-2640(代表)</p>

MEMO

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き 保険証等の返納

手続き詳細	期 限
<p>被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために介護保険証を回収しています。</p> <p>介護保険負担割合証及び介護保険負担限度額認定証を交付されていた場合は併せて回収しています。</p> <p>※市役所に返納が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。</p> <p>※介護サービスを利用していた方は、保険証等を返納される前にサービス提供事業所にご確認ください。</p>	<p>なし</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>どなたでも可</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証</p> <p><input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証</p> <p><input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証</p>	<p>健康課介護保険係</p> <p>☎ 0944-85-5522</p>

保険料が発生していた

手続き 相続人による別送届の提出

手続き詳細	期 限
<p>後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険料の未納または還付に関するお手紙を送付する場合があります。</p> <p>独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方等、送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は同届を提出ください。</p> <p>※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ別送届を郵送でお送りします。</p>	<p>約 2 週間以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 相続人であることが分かる書類</p> <p>法定相続人の場合：戸籍全部事項証明書の写し等</p> <p>指定相続人の場合：遺言書の写し等</p> <p><input type="checkbox"/> 預金通帳等（相続人のもの）</p>	<p>健康課介護保険係</p> <p>☎ 0944-85-5522</p>

6. 福祉に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、 精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	福祉事務所障がい福祉係 ☎ 0944-85-5532

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座が分かるもの	福祉事務所障がい福祉係 ☎ 0944-85-5532

MEMO

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当受給者死亡届の提出、特別児童扶養手当証書の返還
 (未支払の手当がある場合は未支払特別児童扶養手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未支払の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未支払がある場合は、相続人名義の通帳 <input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者の振込口座の通帳	福祉事務所児童保育係 ☎ 0944-85-5535

【児童が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当資格喪失届(または額改定届)の提出、特別児童扶養手当証書の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当の対象児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 特別児童扶養手当の受給者
必要なもの	問い合わせ先
—	福祉事務所児童保育係 ☎ 0944-85-5535

6. 福祉に関する手続き

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返還してください。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	福祉事務所障がい福祉係 ☎ 0944-85-5532

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡（重度障害）届出書、年金給付請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続きが必要です。	掛金を支払っていた方が 亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人 年金を受給する方または、 年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の住民票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の振込口座が分かるもの	福祉事務所障がい福祉係 ☎ 0944-85-5532

【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡（重度障害）届出書、弔慰金給付請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方の生存中に受給予定者が亡くなられた場合（同時に亡くなられた場合も含む）、弔慰金の請求の手続きが必要です。	受給予定者が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人 年金加入者または、年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の住民票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の振込口座が分かるもの	福祉事務所障がい福祉係 ☎ 0944-85-5532

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡（重度障害）届出書の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給していた方が亡くなられた場合、死亡（重度障害）届出書の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 指定相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除票	福祉事務所障がい福祉係 ☎ 0944-85-5532

6. 福祉に関する手続き

重度障害者医療証を交付されていた

手続き 重度障害者医療証の返納及び、資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度障害者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となりますので医療証を返納してください。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きができます。	速やかに
	手続き可能な人 親族等
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の重度障害者医療証 <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書 <input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は相続人の振込口座が分かるもの	市民課国保年金係 ☎ 0944-85-5503

福祉タクシー券を利用していた

手続き 福祉タクシー券の喪失届と、未使用分の福祉タクシー券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉タクシー券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の福祉タクシー券があれば返却となります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー券	福祉事務所障がい福祉係 ☎ 0944-85-5532

児童通所施設を利用していた

手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返納

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなられた場合には通所受給者証の返納となります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 通所受給者証	福祉事務所障がい福祉係 ☎ 0944-85-5532

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返納

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返納となります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	福祉事務所障がい福祉係 ☎ 0944-85-5532

6. 福祉に関する手続き

地域生活支援サービスを利用していた

手続き 地域生活支援サービス受給者証の支給決定保護者の変更または返納

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が地域生活支援サービスを受給していた場合、死亡日をもって地域生活支援サービス受給者証の返納または保護者変更となります。また、受給している児童が亡くなられた場合には地域生活支援サービス受給者証の返納となります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の地域生活支援サービス受給者証	福祉事務所障がい福祉係 ☎ 0944-85-5532

生活保護を受給していた

手続き 葬祭扶助の申請等

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が生活保護を受給していた場合、葬祭扶助の申請が必要です。 手続きの詳細については、福祉事務所保護係へお問い合わせください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 親族または同居者
必要なもの	問い合わせ先
※詳細は事前にお問い合わせください。	福祉事務所保護係 ☎ 0944-85-5534

7. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 受給者変更手続き（未支払の手当がある場合は未支払請求手続き）

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、受給者変更の手続きが必要になります。 また、未支払の手当がある場合は、未支払の手当の請求手続きが必要となります。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	手続き可能な人
【受給者変更手続き】 <input type="checkbox"/> 金融機関の通帳（またはキャッシュカード） <input type="checkbox"/> 本人確認書類	受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
【未支払請求手続き】 <input type="checkbox"/> お子さま名義の通帳（またはキャッシュカード） ※ 受給年度の1月1日に海外にお住まいであった場合、別途戸籍の附票が必要となります。	問い合わせ先 福祉事務所児童保育係 ☎ 0944-85-5535

【児童が亡くなられた場合】

手続き 受給事由消滅手続き（または額改定手続き）

手続き詳細	期 限
児童手当の支給対象となっているお子さまが亡くなられた場合、児童手当の受給事由消滅（他に支給対象児童がいる場合は額改定）手続きが必要となります。	原則、お子さまが亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類	児童手当の受給者
	問い合わせ先 福祉事務所児童保育係 ☎ 0944-85-5535

7. 子どもに関する手続き

児童扶養手当を受給していた

【受給者が亡くなられた場合】

手続き 受給者死亡届提出（未支払の手当がある場合は未支払請求手続き）

手続き詳細	期 限
児童扶養手当の受給者が亡くなられた場合、死亡の届出が必要となります。 また、未支払の手当がある場合は、未支払の手当の請求手続きが必要となります。	死亡日から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
【死亡届提出】 <input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 除籍された戸籍抄本または死亡診断書の写し等 【未支払請求手続き】 <input type="checkbox"/> お子さま名義の通帳（またはキャッシュカード）	親族
	問い合わせ先
	福祉事務所児童保育係 ☎ 0944-85-5535

【児童が亡くなられた場合】

手続き 受給事由消滅手続き（または額改定手続き）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童扶養手当の対象児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 他に児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	死亡日から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書	児童扶養手当の受給者
	問い合わせ先
	福祉事務所児童保育係 ☎ 0944-85-5535

子ども医療証を交付されていた

手続き 子ども医療証の返納、資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
子ども医療証をお持ちの児童が亡くなられた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となりますので、医療証を返納してください。未請求分の医療費領収書があれば、請求の手続きができます。	速やかに
	手続き可能な人 児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 児童の子ども医療証 <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書 <input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は、保護者の振込口座が分かるもの	市民課国保年金係 ☎ 0944-85-5503

ひとり親家庭等医療証を交付されていた

手続き ひとり親家庭等医療証の返納、資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療証をお持ちの方が亡くなられた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となりますので、医療証を返納してください。未請求分の医療費領収書があれば、請求の手続きができます。	速やかに
	手続き可能な人 親族等
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のひとり親家庭等医療証 <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書 <input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は、相続人の振込口座が分かるもの	市民課国保年金係 ☎ 0944-85-5503

MEMO

チエツクリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

9. その他の手続き

家財整理をしたい

手続き 清掃センターへのごみの搬入

手続き詳細	期 限
<p>清掃センターへのごみの搬入の際は、ごみの発生場所（住所）の確認をしています。亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類を持参し、清掃センターの受付に提示してください。</p> <p>※一部清掃センターで処分できない物があります。</p> <p>※ごみの発生場所（住所）が大川市外の場合は搬入できません。</p>	<p>なし （搬入日当日にお持ちください）</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>基本的にご親族の方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる以下の「亡くなられた方」の公的機関発行の書類（いずれか1つで結構です。原本をご提示ください。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車運転免許証（または運転経歴証明書） ・マイナンバーカード ・国民健康保険・後期高齢医療の資格確認書 ・住民票（除票） ・固定資産税納税通知書 	<p>清掃センター ☎ 0944-87-6789</p>

水路用地を占有していた

手続き 占有許可の名義変更手続き

手続き詳細	期 限
<p>名義変更のために必要な届出書を提出してください。</p>	<p>権利継承者の決定後、速やかに</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続関係人または権利継承者等</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>【名義変更の場合】</p> <p>※詳細は事前にお問い合わせください。</p>	<p>クリーク課管理係 ☎ 0944-85-5542</p>

市営・公共住宅に住んでいた

手続き 入居承継申請、明渡し手続き等

手続き詳細	期 限
市営・公共住宅に住んでいる名義人が亡くなられた場合、名義を引き継ぐ手続きまたは退去手続きが必要です。 同居者が亡くなられた場合、同居者異動届が必要です。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 親族または同居者
必要なもの	問い合わせ先
※詳細は事前にお問い合わせください。	都市計画課住宅政策係 ☎ 0944-85-5604

犬の飼い主だった

手続き 所有者の変更（登録事項の変更）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が犬を飼っていた場合、所有者の変更（登録事項の変更）が必要です。 新しい飼い主が大川市外の場合は、新しい飼い主の住所地の市区町村役場へお問い合わせください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 親族または同居者 新しい犬の飼い主
必要なもの	問い合わせ先
※詳細は事前にお問い合わせください。	環境課 (清掃センター内) ☎ 0944-87-6789

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書(社員証等)の返却		勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険等への加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得証明書、住民票（請求書のマイナンバーで省略できます）、受取人の振込先通帳</p> <p>【手続き先】 故人の勤務先を所管する年金事務所</p>

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 大川税務署 ☎ 0944-87-2125
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業等届出書	1ヶ月以内	
給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

2 墓地改葬許可証の申請

墓地改葬許可申請書に必要事項を記入し、現在の墓地（納骨堂）管理者より証明を受けてください。

▼必要書類

- ・改葬許可申請書（2部）
- ・申請者と死亡者との続柄（関係）が分かる戸籍謄本または除籍謄本等（写し可）
- ・申請者確認のための身分証明書の写し

▼提出先

環境課（清掃センター内）

3 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。

4 遺骨を取り出し

現在、埋葬（納骨）されている墓地（納骨堂）から遺骨を取り出します。

5 納骨

改葬先に墓地改葬許可証を提出し、納骨を行います。

問い合わせ先 環境課（清掃センター内） ☎ 0944-87-6789

市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	筑後警察署 ☎ 0942-52-0110 筑後自動車運転免許試験場 ☎ 0942-53-5208
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費(指定難病)受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	<input type="checkbox"/>	南筑後保健福祉環境事務 所へお問い合わせください。	南筑後保健福祉環境事務所 (健康増進課疾病対策係) ☎ 0944-69-5405
被爆者健康手帳を持っている	<input type="checkbox"/>		
預貯金口座等	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険等	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求等	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険等	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約等	加入していた損害保険会社 または代理店

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告等	所轄の税務署 大川税務署 ☎ 0944-87-2125
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋等の所有者 移転(相続)登記等	福岡法務局柳川支局 ☎ 0944-72-2644
軽自動車	<input type="checkbox"/>	廃車、名義変更	軽自動車検査協会 久留米支所 ☎ 050-3816-1752
普通車、126cc以上のバイク	<input type="checkbox"/>	廃車、名義変更	福岡運輸支局 久留米事務所 ☎ 050-5540-2081
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社 ☎ 0120-15-1515
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>		
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>		

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの(戸籍・住民票・税関係証明書)が必要となる場合があります。各契約会社等にお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

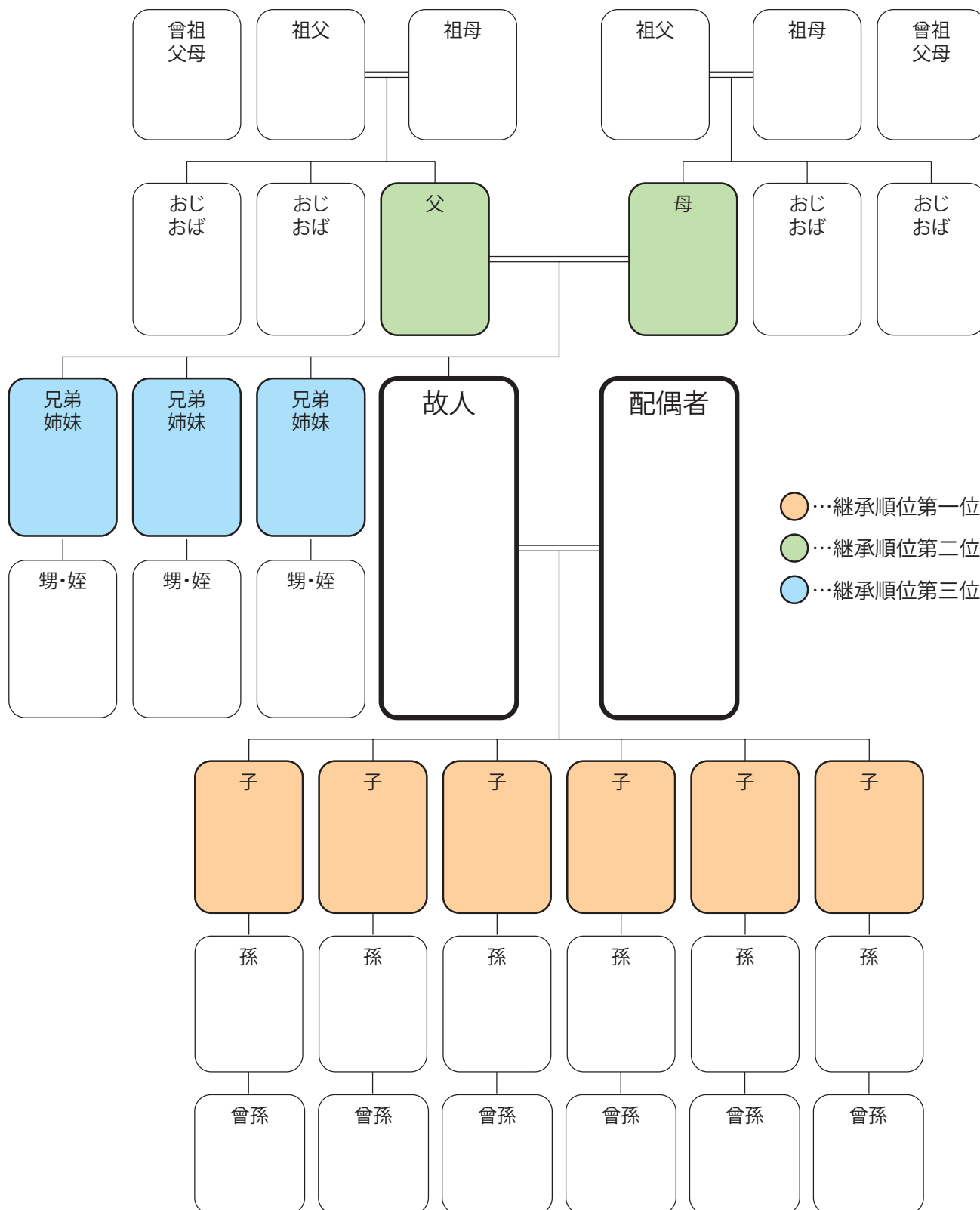
相続について

委任状

広告掲載事業者

☑	項目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。（婚姻、転籍等により本籍地が異動になった場合は、複数の役所での取得が必要になります。）
☐	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者にお問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

チエックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

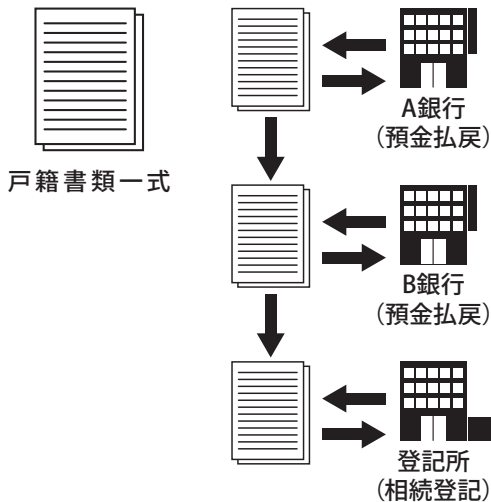
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

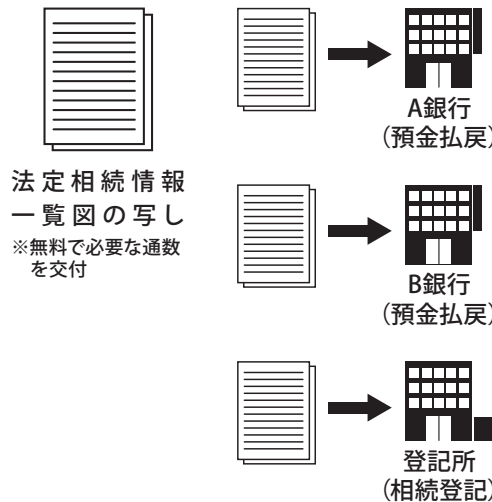
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本等を返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成等の手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

チェックリスト
各種手続き
市役所外の主な手続き
相続について
委任状
広告掲載事業者

MEMO

チエツクリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

委任状

大川市長 あて

令和 年 月 日

(この委任状を記入した日)

代理人(来庁される方)

住所 _____

(方書・部屋番)

氏名 _____

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

委任者

住所 _____

(方書・部屋番)

氏名 _____ (印)

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

明・大
昭・平

電話番号 _____ - _____ - _____

- ※委任事項は、どなたの何の手続きを委任するか、具体的に記載してください。
(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること
- ※日付を必ず記載してください。
- ※委任者本人が必ず署名してください。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

いい相続

3つの質問に答えるだけで、
あなたに必要な相続手続きがわかります！



診断結果と合わせて便利な相続手続きチェックリストを無料で進呈中 >>>

相続手続き 無料1分診断

簡単かつ迅速にあなたの相続手続きに関する状況を診断することができます。
診断後は、相続に強い専門家との無料面談もご案内可能です。

簡単な3つの
質問でわかる！

- ☑ 法定相続人の
人数は
わかりますか？

- ☑ 該当する
相続財産を
お選びください

- ☑ 相続税の申告は
必要ですか？

※質問の答えが不明な場合、不明・
わからないを選択すれば手続きが
確認できます。
※実際の回答画面とは異なります。

こんな方に
おすすめ！



- 相続手続きが
初めての方
- 必要な書類や
手続きを知りたい方
- 専門家の
サポートが欲しい方

▶ 相続手続き 無料1分診断はこちらから！

<https://www.i-sozoku.com/> いい相続 1分診断 🔍



診断後、専門相談員による無料相談も可能です！お気軽にお問い合わせください

通話料無料

☎ 0120-992-467

受付時間

平日9時-20時 / 土日祝9時-18時

運営元：株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階

広告掲載に関するお問い合わせ 03-6866-0885 (株式会社鎌倉新書)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

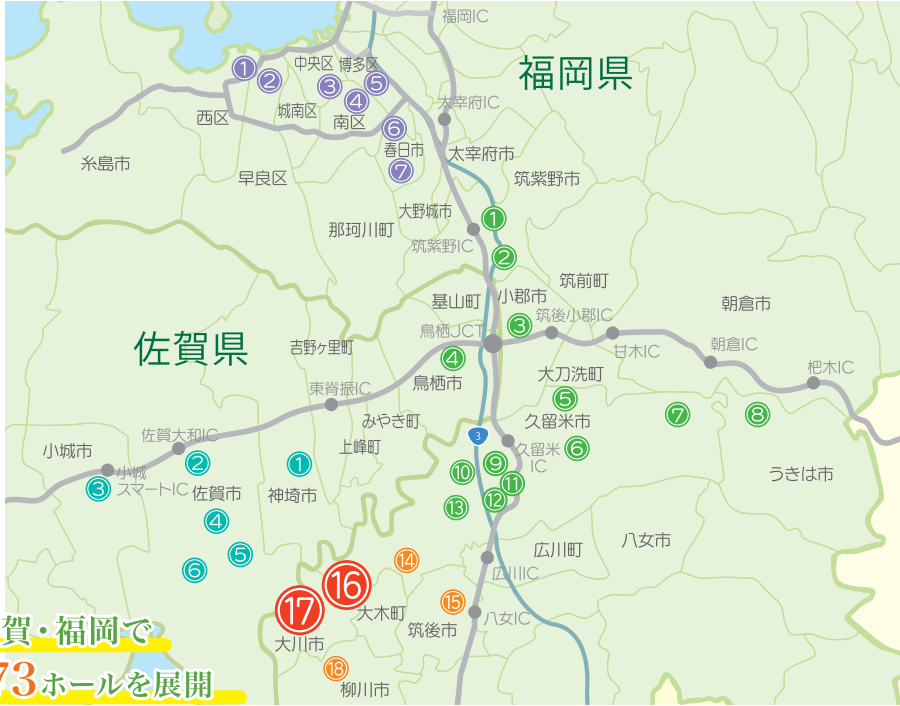
広告掲載事業者

ともに、つくる、お葬式。 草苑 (SOU-EN) 家族葬

家族葬は、お近くの草苑にお任せください。

あなたの街へと広がる、安心の草苑ネットワーク

- ① 浜浜草苑
- 家族葬専用ホール
- ② 早良区原草苑
- ③ 福岡草苑
- 家族葬専用ホール
- ④ 南区野間草苑
- 2026年4月オープン
- 家族葬専用ホール
- ⑤ 博多区板付草苑
- ⑥ 春日草苑
- 家族葬専用ホール
- ⑦ 春日大土居草苑
- ① 神埼草苑
- ② 大和草苑
- 家族葬専用ホール
- ③ 小城草苑
- 2025年8月リニューアル
- ④ 北佐賀草苑
- 家族葬・親族葬専用ホール
- ⑤ 佐賀東草苑
- 2026年3月リニューアル
- ⑥ 南佐賀草苑



- 家族葬 邸宅
- ① 筑紫野永岡草苑
- 2025年12月リニューアル
- ② 美しが丘草苑
- ③ 小郡草苑
- ④ 鳥栖草苑
- ⑤ 北野草苑
- ⑥ 善導寺草苑
- 家族葬専用ホール
- ⑦ 田主丸草苑
- ⑧ 吉井草苑
- ⑨ 久留米草苑
- 法事会館 孝彩ホール
- 家族葬専用ホール
- ⑩ 花畑草苑
- ⑪ 御井草苑
- 2026年4月オープン
- 家族葬専用ホール
- ⑫ 久留米南町草苑
- ⑬ 荒木草苑
- ⑭ 三潴草苑
- ⑮ 羽犬塚草苑
- ⑯ 大川中央草苑
- ⑰ 大川榎津草苑
- ⑱ 柳川草苑

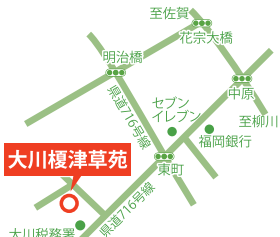
久留米・佐賀・福岡で
31式場、73ホールを展開

⑯ 大川中央草苑
大川市中八院1265-7




法事・法要や直葬・火葬式、家族葬、社葬・合同葬と多彩なご要望にお応えし少人数から最大400名様までご利用可能です。

⑰ 大川榎津草苑
大川市榎津325-16

家族葬、一般葬をご希望される方にご利用しやすい斎場です。少人数から最大50名様までご利用可能です。

ご不明な点は私たちが一緒に考え、ご対応いたします。

家族葬の事前相談承ります

無料
[要予約]

24時間
365日
受付中



0120-700-986



運営元：木下株式会社

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

発 行 大川市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2026年5月